

安保法制違憲・国家賠償請求  
(第3次)

訴 状

# 訴 状

原 告 ら 三井富美代、白崎順子、今野寿美雄ほか別紙原告目録記載  
のとおり（計268名）

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり（計644名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

2017（平成29）年8月10日

東京地方裁判所 御中

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル9階

法学館法律事務所

電話 03-3462-8051 FAX 03-3462-8053

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 伊 藤 真

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル3階

四谷総合法律事務所

電話 03-3355-2841 FAX 03-3351-9256

同 内 田 雅 敏

〒120-0034 東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階

北千住法律事務所（送達場所）

電話 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

同 黒 岩 哲 彦

〒113-0033 東京都文京区本郷3-18-11 TYビル302

東京アドヴォカシー法律事務所

電話 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063

同 杉浦ひとみ

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル6階

日比谷ともに法律事務所

電話 03-3580-5456 FAX 03-3580-5457

同 田村洋三

〒171-0033 東京都豊島区高田1-36-13-305

角田愛次郎法律事務所

電話 03-3983-7522 FAX 03-3983-7293

同 角田由紀子

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-28-20 パレ・エテルネ

ル1101号

電話 03-5368-6081 FAX 03-3359-6233

同 寺井一弘

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401 FAX 045-222-4405

同 福田護

国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金2680万円（10万円×268名）

貼用印紙代 金10万1000円

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 【法律の題名の略称】 .....  | 6  |
| 【原告たちの思い】 .....   | 7  |
| 【請求の趣旨】 .....   | 9  |
| 【請求の原因】 .....   | 10 |
| 第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要 .....      | 10 |
| 1 新安保法制法の制定 .....   | 10 |
| 2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出 .....                                 | 10 |
| 3 新安保法制法の中心的内容 .....  | 10 |
| 4 新安保法制法の制定行為の違憲性 .....                                       | 11 |
| 5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性 .....                                    | 11 |
| 6 原告らの権利侵害 .....  | 12 |
| 7 まとめ .....   | 13 |
| 第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること ..... | 13 |
| 1 新安保法制法制定の経緯 .....   | 13 |
| 2 集団的自衛権の行使が違憲であること .....                                     | 15 |
| (1) 集団的自衛権の行使容認 .....   | 15 |
| (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止 .....                              | 15 |
| (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認 .....                           | 17 |
| (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性 .....                                      | 17 |
| (5) 立憲主義の否定 .....   | 19 |
| 3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること .....                                | 20 |
| (1) 後方支援活動等の軍事色強化 .....                                       | 20 |

|   |    |
|---|----|
| (2) 後方支援活動等の武力行使性 .....                                     | 21 |
| (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化 .....                            | 22 |
| (4) 後方支援活動等の違憲性 .....                                       | 24 |
| 4 砂川事件判決について .....  | 24 |
| 5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性 .....                     | 25 |
| 第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害 .....                          | 25 |
| 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況 .....                              | 25 |
| 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等 .....                           | 27 |
| 3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民<br>の権利侵害の危険性・切迫性 ..... | 29 |
| 4 原告らの権利、利益の侵害（概論） .....                                    | 30 |
| (1) 平和的生存権の侵害 .....   | 30 |
| (2) 人格権侵害 .....   | 33 |
| (3) 憲法改正・決定権侵害 .....  | 34 |
| 5 原告らの権利、利益の侵害（詳論） .....                                    | 37 |
| (1) 多様な原告らの権利侵害 .....                                       | 37 |
| (2) 平和を望む国民・市民 .....  | 37 |
| (3) 先のアジア・太平洋戦争で被害を受けた者とその家族 .....                          | 37 |
| ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族 .....                            | 37 |
| イ 空襲被害者 .....   | 38 |
| ウ 旧満州国からの引揚者その他戦争により被害を受けた者とその家族 .....                      | 38 |
| (4) 基地周辺の住民 .....   | 38 |
| (5) 原発周辺の住民 .....   | 38 |
| (6) 医療従事者 .....   | 39 |
| (7) 教育関係者 .....   | 39 |
| (8) NGO 関係者 .....   | 39 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (9) 子どもを持つ親や孫を持つ祖父母たち..... | 40 |
| (10) 女性.....               | 40 |
| (11) その他の被害者.....          | 40 |
| 第4 原告らの損害.....             | 40 |
| 第5 公務員の故意・過失及び因果関係.....    | 41 |
| 1 公務員の故意・過失.....           | 41 |
| 2 加害行為と損害との因果関係.....       | 41 |
| 第6 結論.....                 | 41 |
| 第7 さいごに.....               | 41 |

**【法律の題名の略称】**

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

- ・ 平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための  
    自衛隊法等の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態対処法（改正前）：武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並  
    びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並び  
    に国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 周辺事態法（改正前）：周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するた  
    めの措置に関する法律
- ・ 重要影響事態法：重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するた  
    めの措置に関する法律
- ・ 国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊  
    等に対する協力支援活動等に関する法律
- ・ 国連平和維持活動協力法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- ・ 国民保護法＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

- ・特定秘密保護法：特定秘密の保護に関する法律
- ・テロ特措法：平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
- ・イラク特措法：イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

### 【原告たちの思い】

- 1 平成27年は戦後70年でした。私たちが生きる日本は、その70年間どの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼を得てきました。それは、平和主義を大原則として掲げた憲法を、国会も政府も裁判所も守り、国民・市民も大切にしてきたからです。政府は、長年にわたって、憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる個別的自衛権は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する集団的自衛権は認められないと解釈し、集団的自衛権は認められないとの点は、憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、そして、この考え方により国の方針が決められてきたことが、日本が長期にわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもありました。
- 2 今回、政府は、集団的自衛権の行使も憲法上認められると勝手に解釈を変更し、多くの国民・市民の反対や、多数の憲法学者の反対意見を無視して、憲法改正手続を経ず、法律の改正・制定により、憲法を事実上変更するために、平成27年5月14日新安保法制法案を閣議決定した上、翌15日これを国会に提出して、国会は、同年9月19日、新安保法制法を成立させました。
- 3 私たち原告は、多種多様な国民・市民からなっております。(1)平和を望む国民・市民、(2)先のアジア・太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例え

ば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族、②各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、④満州引揚者その他戦争により被害を受けた者とその家族、(3) 沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、

- (4) 基地周辺の住民
- (5) 原発周辺の住民
- (6) 医療従事者
- (7) 教育関係者
- (8) NGO 関係者
- (9) 子や孫を持つ親や祖父母たち
- (10) その他の被害者などです。

4 詳しくは請求原因で述べますが、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

具体的には、3 (1)の平和を望む国民・市民（もちろん、(2)以下の原告を含めて）は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受け、そして、電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるなどの状態に至っております。そして、3 (2)の先のアジア・太平洋戦争で被害を受けた者とその家族は、戦争で受け、なお癒やされていない深い心の傷を今回の行為により、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを味わわされ、3 (4)の基地周辺の住民は、新安保法制法制定の結果、自衛隊が出動する事態になった場合に、相手国から反撃やテロ行為を受け、生命や身体に被害が及ぶことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされるようになり、3 (5)の原発周辺の住民はテロ等による攻撃により原発事故が起きることの恐怖にさらされ、3 (6)の医療従事者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、協力体制が義務付けられ、危険な業務に



従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、みずからが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかと恐怖を抱かせられ、3(7)の教育関係者は、教育現場で平和の大切さを教えてきたもので、新安保法制法により日本が戦争をする国になり、教え子が戦争に行くかもしれないことに言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされ、3(8)のNGO関係者は、日本が平和ブランドを失ったことによる現地での危険が高まったことを恐れ、3(9)の子どもを持つ親たち、孫を持つ祖父母たちは、日本が再び戦争に巻き込まれて子どもや孫が戦場に送られる恐怖を味わわされ、3(10)のその他の被害者はそれぞれ、固有の被害を受けております。

- 5 安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案が違憲ではないかとの追及に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、新安保法制法案が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにしませんでした。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務があります。今回の新安保法制法に基づく自衛隊の出動等により具体的被害が出てからでは遅いのです。そして、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の既成事実ができてしまえば、裁判所において違憲と判断をした場合の政治的影響が極めて大きくなり、その判断も難しくなります。裁判所におかれては、違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、既成事実の作り上げに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願っております。

#### 【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

### 【請求の原因】

## 第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

### 1 新安保法制法の制定

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、本訴状においてはこれらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」といいます。）が採決され、賛成多数で可決成立したとされました。そして、これらの法律は、平成28年3月29日施行されました。

### 2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、平成26年7月1日の閣議決定である「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「26・7閣議決定」といいます。）に基づくものであり、内閣は、平成27年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し（以下「27・5閣議決定」といいます。）、翌15日これを国会に提出しました。

### 3 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的内容は、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現

場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする、などの点にあります。

#### 4 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法案によって容認される実力の行使は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なくしてできることではありません。成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効です。また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手続をとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、閣議決定をし、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原理にも背くもので、違憲・違法です。

#### 5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する国民・市民の反対や、慎重審議を求める声が大きな世論となり、国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開されました。また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事や、歴代の元内閣法制局長官において、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解を示し、圧倒的多数の憲法学者、さらには日本弁護士連合会をはじめ各都道府県の単位弁護士会が新安保法制法案が違憲であり、これに反対する旨の意見表明をしました。しかし、政府・与党は、これら国民・市民や法律家の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させてしまいました。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものでありました。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものです。

## 6 原告らの権利侵害

- (1) 原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民です。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきたものです。

原告らのある者は、先のアジア・太平洋戦争においてみずからや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成しています。

原告らのある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になります。

原告らのある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになります。

原告らのある者は、いざ戦争となった場合に、みずから戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等です。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者です。

- (2) 憲法9条に違反する新安保法制法の制定は、その実施を予定するものであり、現に平成28年3月29日施行され、中谷防衛大臣は施行直前の記者会見において、新たな任務については準備期間を経て実施する旨述べております。集団的自衛権の行使、後方支援活動、協力支援活動等の新安保法制法により新たに定められた任務が実施された場合、日本は、行使の相手国から敵対国とみなされ、テロを含む攻撃を受けることになります。原告らは、これから起こるであろうこれらの事態を予測し、言葉に表せないほどの精神的苦痛を受けております。

- (3) 新安保法制法の制定は、原告らの上記平和的生存権、人格権を侵害するとと

もに、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民がみずからの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」といいます。）をも否定するものです。

## 7 まとめ

以上のとおり、新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国務大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を侵害します。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害します。③そして、憲法改正の手続を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は、憲法改正・決定権を侵害するものでもあります。

## 第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

### 1 新安保法制法制定の経緯

(1) 内閣は、前記のとおり、平成26年7月1日、26・7閣議決定を行いました。

同閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義

に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものです。

①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。

②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(1)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所でならば支援活動を実施できるようにする、(2)PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。

③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

(2) 政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」(新ガイドライン)を合意した上、内閣は、前記のとおり、5月14日、新安保法制法案の閣議決定(27・5閣議決定)を行いました。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものです。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出しました。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっていますが、

それを超えた部分もあり、重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としました。また、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしたなどの点があります。

- (3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行されました。

## 2 集団的自衛権の行使が違憲であること

### (1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能としました。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定しました。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）こととなります。

### (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法9条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行

使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場があります。

そして、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきました。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきました。

また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきましたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのです。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年



の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法 9 条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきました。それは、憲法 9 条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法 9 条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのでした。

### (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、平成 26 年 7 月 1 日、上記のこれまでの確立した憲法 9 条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い、これを実施するための法律を制定するものとなりました。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのです（上記①②③は引用者が挿入。これが「新 3 要件」といわれるものです。）。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法 76 条 1 項及び事態対処法 2 条 4 号等に、上記新 3 要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至りました。

### (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となっ

た憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものです。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触します。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確です。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味します。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠きます。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されます。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」するというのです。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似していますが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになります。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、

日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難です。

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができないのです。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府みずからが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものです。

#### (5) 立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課しました（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、

平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものです。

イ 26・7閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものです。

ウ 同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法96条に定める改正手続によらなければならないことです。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求し、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのです。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することです。

### 3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

#### (1) 後方支援活動等の軍事色強化

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し、(以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」といいます。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」といいます。)、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能としました。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に

至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとしました。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとしました。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容としますが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられました。

## (2) 後方支援活動等の武力行使性

ここで後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものです。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点です。すなわち、直接戦闘行為に加わらな

くても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題です。

### (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア 名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁－自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、みずからも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示しました。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものです。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきました。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になりましたが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられました。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外しました。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後方

地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされました。すなわち、ここで限定された活動地域は（法文上の用語ではない）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとしてきました。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われました。

しかしながら、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものであります。現に、イラク派遣の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであります。

イ ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を区切って限定することにより、他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのです（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容します。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかなりません。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのですが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ません。これによれ

ば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないでしょう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いといえます。

従来、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではありましたが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つ法律においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかです。

#### (4) 後方支援活動等の違憲性

以上のように後方支援活動等の実施も憲法9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものであることについては、前記（第2の2(5)）で述べたことがそのまま当てはまります。

#### 4 砂川事件判決について

そして、集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁昭34年12月16日大法院判決（刑集13巻13号3225頁、砂川事件判決）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることをもって、この必要な自衛の措置をとることの中には、集団的自衛権も含まれるとして合憲性の主張の根拠とするようになりました。



しかし、同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、最高裁の上記判示部分は、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかです。安全保障環境がまったく異なる60年近く前のアメリカ軍基地の駐留が合憲か否かの裁判の判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって今回の新安保法制法正当化の論理の根拠として利用せざるを得ないところに、合憲論の根拠の弱さが明白に表れています。

## 5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかです。

## 第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

### 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

- (1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反するものです。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきました。

- (2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向い

て参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまいます。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものです。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くこととなります。すなわち、日本の国土が戦場となるのです。

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられます。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となります。

- (3) 新安保法制による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものですから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招きます。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものです。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くこととなります。ちなみに、新安保法制法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしています(平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会)。すなわち政府の政策判断が変われば、I S空爆の後方支援もありうるものであり、日本と日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければなりません。

## 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

(1) 国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないこととなります。私たちは、この訴訟において、4以下に記載する3つの権利侵害（平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害）に限定して主張していますが、新安保法制法の成立がなければ、甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになってしまうのです（もとより、これらは、平和的生存権侵害、人格権侵害の一部を構成しています。）。なお付言しておきますが、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における権利制限については、旧安保法制法の下においても法制上は存在したのですが、それはあくまでも個別的自衛権を行使した場合を前提としたものであり、集団的自衛権を行使するなどした場合を想定したものでは全くありませんでした。新安保法制法によって、国民がその権利制限を受けたり義務を負担しなければならない現実性は格段に増大してしまったのです。

(2) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになりますが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされています（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定されます。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されています（事

態対処法施行令3条、平成16年9月17日内閣総理大臣公示)。地方指定公共機関は、知事はその地域で同種の公共的事業を営む者から指定しています(国民保護法2条2項)。

(3) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置(武力の行使、部隊の展開等)と国民保護関連措置(公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等)の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施します。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていませんが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ(事態対処法3条1項)、事態対策本部長(総理大臣)の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされます(同法14条、15条)。

(4) 武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1号の防衛出動はまだなされていませんが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され(同法77条)、予備自衛官が招集される(同法70条)等、防衛出動に備える体制がとられます。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされます(同法77条の2等)。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置します。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされます(事態対処法5～8条)。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められます。

そして、武力攻撃事態(日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態)は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その

中で防衛出動と武力の行使がなされることとなります（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされます。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されています。電気通信設備の優先利用もなされます（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様にみずからも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められます。

### 3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

- (1) 1及び2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになります。

それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずからを置くことになり、現実に参加して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることとなります。

集団的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされている米国が現実には武力行使している中東地域が考えられますが、同地域で集団的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発電所が考えられるところです。また、集団的自衛権行使の可能性の高い北朝鮮（安倍首相は平成27年6月26日の特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明していますし、本年（2017年）3月には、アメリカと韓国は北朝鮮の侵攻を前提にしての軍事演習を行い、これに北朝鮮が

反発して、緊張が高まっていると報道されています。)との関係で集団的自衛権の行使等がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるでしょうし、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いといえます。

- (2) 武力行使と一体化となる後方支援活動等によっても同様の事態となることが予測されます。
- (3) 原告らは、新安保法制法の制定の結果、集団的自衛権の行使等により上記のような重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれ、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、多大な精神的苦痛を受けています。

#### 4 原告らの権利、利益の侵害（概論）

##### (1) 平和的生存権の侵害

###### ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定しています。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとしました。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的权利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものです。この平和的生

存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられています。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合（前記2の(2)ないし(4)に掲げた「各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」参照）、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければなりません（前記名古屋高裁平成20年4月17日判決参照）。

#### イ 憲法9条の改変による戦争の危険

前記第2などで述べたように、新安保法制法による存立危機事態における防衛出動や後方支援活動等の実施の容認は、これまで政府の憲法9条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法9条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものです。それは、従来の憲法9条解釈の下ではあってはならないものとされてきた、日本が他国の戦争に関与し、戦争の当事者となること、日本の領域外に出向いて武力の行使をすることをみずから選択し、あるいは従来の憲法9条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものです。

#### ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害されました。

すなわち、原告らは、日本人310万人、世界では5200万人の死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳

の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有しています。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者です。平和憲法、なかんずく9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成しています。

このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものであります。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものです。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本がみずから他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないこととなります。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであります。



## (2) 人格権侵害

### ア 人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定します。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものであります。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができます。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとします（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

### イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなりました。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることとなります。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、

米軍基地が集中する沖縄であり、あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近、原発施設及びその付近等であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険に晒されます。また、戦争による犠牲が集中するのは、いつも、女性であり、そして、子ども、障がい者等の社会的弱者であり、戦火の中を逃げ惑い、人間性を蹂躪され、生活の困窮を強いられることとなります。さらに、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者なども、その活動が危険又は不可能になることも生じます。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちですが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがあります。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどのことが生じます。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されています。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張します。

### (3) 憲法改正・決定権侵害

ア 国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあ

るという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利です。憲法改正に係る国民投票権もそうです。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとしてされています。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されております。

イ すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立します。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化されます（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれています。）。

日本国憲法96条1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れです。そこでは国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされていますが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続を通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのです。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接みずから意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられるものです。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容をみずからの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかなりません。

ウ 新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法9条の解釈を変更し、

その内容を法律によって改変してしまおうとするものです。それは本来、憲法96条1項に定める国会の発議と国民投票の手續をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものです。しかも、この憲法改正の手續を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切った採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものでありました。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手續を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものでありました。新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民がみずからの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害するものです。

そして、集団的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定権を侵害し、蹂躪した手續によって制定された新安保法制法の現実の適用・実施過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになります。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法9条に違反するものであったはずの新安保法制法、その集団的自衛権の行使等に係る根拠法条が、これまでの憲法9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成され、これが定着してしまうことになります。しかも、集団的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのです。

## 5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

原告らの具体的権利侵害の一端については、【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容において、詳しく主張します。

### (1) 多様な原告らの権利侵害

原告らは、(1)平和を望む国民・市民、(2)先のアジア・太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族、②各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、③満州からの引揚者とその家族、(3)沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、(4)原発周辺の住民、(5)戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の医療従事者、(6)教育関係者、(7)NGO 関係者、(8)子を持つ親や孫を持つ祖父母ら、(9) 女性、(10) その他の被害者などです。

次に述べるとおり、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

### (2) 平和を望む国民・市民

私たち原告全員（もちろん、(10)までの原告を含めて）は、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けました。そして電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるに至っております。

### (3) 先のアジア・太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族

広島・長崎を合わせて20万人を超す多くの人々が殺され、残された者たちも原爆症に苦しめられるという反人道的な原子爆弾の投下により、火の海を彷徨うなど、地獄を目の当たりにするような経験させられた原爆被害者とその家族は、その後も戦争の恐怖にさいなまれて生きて来ました。今回の新安保法制法の制定により、日本が再び戦争に関わることになり、場合により核兵器が使用される危険も全くないことはない状況とされ、再び原爆被害に遭うのではないかと、言葉に表せない苦しみを味わわされております。

#### イ 空襲被害者

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者40万人から60万人といわれ、また、障害を負った者も多く、多くの戦災孤児も生じ、今なお、精神的・肉体的に苦しんでいます。今回の新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、被害を受けるのではないかと恐怖を味わわれ、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを覚えています。

#### ウ 旧満州国からの引揚者その他戦争により被害を受けた者とその家族

旧満州国からの引揚者を初めとする、先の戦争により被害を受けた者とその家族は、いまでも、戦争体験に苦しんでおります。そして、今回の新安保法制法により再び戦争に巻き込まれるのではないかと強い恐怖を感じさせられています。

### (4) 基地周辺の住民

軍事基地は、新安保法制の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に、真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受けます。その結果、周辺住民は、みずからの生命や身体に被害が及ぶ危険性が極めて高く、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされています。

### (5) 原発周辺の住民

日本の原発は54基すべてが海岸沿いに立地しており、テロリストの格好のターゲットになる危険が非常に高いのです。原発被害の深刻さは改めて述べる

までもありません。原発事故に伴う放射線の被害は、直截的な個人の健康被害と被曝による将来的被害、家族を離散させ、故郷を失わせるという人生に関わる被害の他、DNAレベルでその子々孫々にまで及ぶ被害は一地域の問題ではなく、国民（外国人を排除するものではなく、国土に生活する者の意味）レベル、地球環境レベルでの被害を生み出すものです。このことは、2011年3月の福島第一原発事故で多くの被害を生み、現在進行形でその被害を拡大している現状からも分かることです。

#### (6) 医療従事者

地方公共団体・指定公共機関の医療従事者は、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、みずからが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられています。

#### (7) 教育関係者

教育関係者は、それぞれの教育現場において、学ぶ者が憲法の定める個人の人権を尊重し、平和で民主的な社会を形成する人格を完成できるよう日々努力しています。なかんずく、平和については、先の戦争において戦争に協力する教育を強いられた苦い過去を反省し、平和を尊重する人格を目指して、「平和教育」などとして努力されてきたものです。今回の安保法制法は、日本を戦争をする国にし、平和をないがしろにするものであって、教え子が戦争に行くかもしれないことになり、教育に携わる原告たちは、言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされました。

#### (8) NGO 関係者

NGO 関係者は、今までは日本の平和ブランドに守られて海外でも安心して仕事ことができました。安保法制法によってその安全保障が失われてしまったのです。

#### (9) 子どもを持つ親や孫を持つ祖父母たち

子どもを持つ親や孫を持つ祖父母たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、子どもや孫が戦場に送られる恐怖を味わわされております。戦争により、もっとも惨禍を被るのはいつも女性と子どもです。原告の中には多くの女性と子どもを持つ親がいますが、集団的自衛権の行使など、自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがあります。

#### (10) 女性

戦争により、もっとも惨禍を被る者に、女性をあげることができます。戦時体制に挙国一致の体制を余儀なくし、軍隊の中心をになう者が男性であることから、社会全体が男性中心の統制を進め、社会・家庭の中において、女性が従属支配を受ける社会を形作っていくことは過去の戦争の歴史を見れば明らかです。戦後男女の平等が憲法にも積極的に取り入れられ、それまでの社会の不平等が払拭されようとされましたが、再び女性が差別され、人権の平等な尊重を失う危険性が高まっています。

#### (11) その他の被害者

上記に類型化できない原告たちも、新安保法制法の制定等により、精神的被害を受けています。

### 第4 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被りました。



## 第5 公務員の故意・過失及び因果関係

### 1 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見捨て、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各閣僚）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をすに当たっては、上記閣僚及び国会議員は、新安保法制法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、侵害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失があります。

### 2 加害行為と損害との因果関係

1記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明かです。

## 第6 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めます。

## 第7 さいごに

平成27年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行しました。日本の裁判制度においては、抽象的に法律の合憲性を審査する（抽象的審査制）のではなく、具体的な権利侵害があっ

て、これにかかる請求の判断において関連する法律の憲法判断が必要になって初めて、法律の合憲性が判断できる（付随的審査制）とされています。しかし、本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件です。

世界の安全保障情勢は極めて流動的です。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、新安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感にさいなまれております。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を侵害するとともに、憲法改正・決定権を侵害しています。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのです。既成事実が積み重ねられてからでは遅いのです。

日本は、憲法前文と9条に体现された平和憲法のもとに、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきました。国際協調を国是とする日本は、この信頼を大切にしなければなりません。

憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められています。最後に、日本のみならず世界に向かって平和憲法の理念を示す判断をされることを希求するものです。

以上

## 【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

### 第1 戦争体験者

原告らの中には、先のアジア・太平洋戦争で苛酷かつ極限的な体験をした者が多数います。その典型的な者として、空襲被害者や原爆被害者があり、当時みずから悲惨な現場に遭遇し、逃げ惑い、命を失いかけた者、かけがえのない家族を失った者、戦災孤児としての苦難の生活を余儀なくされた者、後遺障害を残した者など、それぞれ様々の重大な被害を引きずっています。満州など終戦時に海外にいた者なども、様々な被害を受けております。これら戦争体験者にとって、その後今日までの72年の生涯は、それ自体戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにほかなりません。そして、このような原告らにとって、日本国憲法の徹底した平和主義こそは、その苦難と被害の代償として得られたかけがえのないものとして、みずからの平和への願いと一体となり、血肉となって、人格の核心を形成しています。新安保法制の制定、適用は、これら原告らの人生とその支えとなってきた人格的価値を、真っ向から否定するものです。

以下、原告たちがどのような辛い体験をし、新安保法制法の制定によって、どのような思いを抱き、苦しみを受けたか、被害の一端を述べます。

#### 1 空襲被害者

##### (1) 空襲の概況

アジア・太平洋戦争の末期、1944年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になりました。アメリカ軍の空襲は、1944年中は軍需工場等を中心にされていましたが、1945年3月10日に東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺戮を直接の目的としたものでした。すなわち、10日未明午前零時を過ぎた直後、279機のB29爆撃機は、東京下町（深川区、本所区、浅草区、日本橋区、江東区等）を中心に、1665トンに及ぶ焼夷

弾によって住宅地を絨毯爆撃し、一夜にして死者は推定10万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及びました。街並み全体が炎上し、焦熱地獄と化した一帯を住民たちが逃げ惑い、橋は焼け落ち、身を切るような冷たい隅田川等に飛び込んだ多くの住民も死亡し、川は死骸であふれました。

米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれます。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は1939年に生まれました。5歳で空襲にあいました。当時29歳の母は、子ども一人を負い、二人の手を引き逃げたのですが、着の身着のまま何も持ち出せなかったそうです。そのような私たちは「焼け出され乞食」と周囲からさげすまれました。父は間もなく復員してきましたが職がなく、私たちの貧乏暮らしは続きました。そのような悲惨な生活を経験させられたので母はヒステリーになってしまいました。「戦争さえなかったら」が母の口癖でした。（原告番号3616 ●●●●●）

イ 私は1935年生まれです。父は中島飛行機の田無工場の技師でした。昭和19年から中島飛行機を狙ったB29の爆撃が始まりました。武蔵野工場も田無工場も爆撃されました。米機は1万メートル以上と言われる成層圏からの攻撃で正確さを欠き、目標を外れてどこに爆弾が落ちるかわからなかったのですが、爆弾の炸裂音と振動などから生きた心地がしませんでした。空母から飛び立ったグラマンもやってきて機銃掃射にあったこともありましたが、登校中も空襲警報がでると茶畑などに隠れるなどしておりました。そういう毎日でしたから、終戦の安堵感はとても大きかったです。終戦の時、私は10歳で田無の中島飛行機の社宅に戻ったのですが、周辺は

爆弾の穴だらけでした。戦後は食料不足、燃料不足の日々でした。戦争の体験は二度としたくありません。まして、子どもや孫には私のような恐ろしくみじめな体験をさせたくありません。(原告番号3182 ●●●●)

ウ 私は昭和11年生まれです。戦争は、私に生き方を教えてくれました。

私の思いはこの一言に尽きます。国民学校2年生の時の経験は、戦争激化の恐怖の毎日でした。国民学校3年生の時、市原で終戦を迎えました。終戦の日、「戦争が終わった」との大叔父の一言で、「今夜から空襲のサイレンで起きなくていいんだ」と思いました。この小さな安堵感の体験が、今、テレビに映る戦時下にある世界中の子どもたちがただただお腹を空かせて恐怖におびえている戦争を絶対に許せないという思いに繋がっています。私は傍らに「インドネシア戦跡巡礼」という写真集を置いています。日本が未だに先の戦争の後始末さえ終わっていないことは、この写真集を見ればわかります。日本は歴史に学んで、互いの国を尊重した外交を粘り強くやることに肝を据えなければならないと思います。私は、残された短い時間を何もせずに終わりとくありません。(原告番号3258 ●●●●)

## 2 広島・長崎の原爆被爆者

### (1) 原爆投下と被害の概況

1945年8月6日午前8時15分、人類最初の原子爆弾が広島市街上空で炸裂しました。さらに、同月9日午前11時2分、第2弾の原子爆弾が長崎市街上空で炸裂しました。原爆の光と熱は、住民の衣服を焼き、皮膚を溶かし、家屋を炎上させ、また強烈な爆風はコンクリートの建物をも破壊して、街は一瞬のうちに瓦礫と化しました。街全体が炎上し、広島の元安川、長崎の浦上川などの河川は累々たる死骸で埋まりました。原爆による1945年中の死者は、広島で約14万人、長崎で約7万人、1950年までの死者は広島で20万人以上、長崎で10万人以上といわれます。そしてさらに、原

爆は、被爆者にケロイドの醜痕を残し、あるいは放射能被爆による白血病、がんその他の無数の後遺症患者を生み出しました。

- (2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は 1954 年生まれです。両親が広島での被爆者で私は被爆 2 世です。物心ついたときには、広島市内の様々なところに原爆による惨禍が点在しておりました。いわゆる原爆スラムという住宅地もありました。父母は、被爆の後遺症に苦しめられ、私はそれを身近に見てきました。子どもの私は両親が死ぬのではないかといつも心配をしておりました。(原告番号 3 2 4 6 ●●●●)

### 3 その他の戦争体験者

- (1) 旧満州国からの引揚者

ア 私は 1937 年生まれです。父は旧満州国で侵略者である軍人でした。私はその家族として何不自由のない暮らしをしていました。敗戦の時、旧ソ連との国境の町に住んでおりました。関東軍が満州鉄道を断ってしまったので、歩いて避難しました。徒歩での移動で半数の人は亡くなったそうです。多くは子どもたちでしたが、私の二人の弟も栄養失調で亡くなりました。引き揚げて山梨に戻ったのですが、周りの人々は戦争で家族の誰かを亡くしておりました。祖母は息子を亡くしており、涙を流して口を閉ざすことが多かった姿は忘れられません。私は、定年までの 40 年間、小学校教師をしてきましたが、若い人が戦争に巻き込まれてはいけないという思いで暮らして来ました。(原告番号 3 1 7 9 ●●●●●)

イ 私は戦後生まれですが、満州引揚者の母から泣きながら戦争は絶対によくないという話を聞いてきました。「日本の兵隊は後方へ逃げるとき、日本人の住民を放置して、鉄道線路も橋も破壊していった。そのため、取り残された住民が命からがら逃げ、帰れたのは奇跡だった」と話してくれまし

た。無蓋車に乗り、雨に打たれ、空襲の時は身を隠すこともできなかったという中をくぐり抜け、内地に帰ってきたということです。この話を繰り返し聞かされて、私は小さい頃から悪夢に苛まされ、自分が空襲を受けているようになり恐ろしい思いをして鬱のような状態になってしまいました。子どもや孫には絶対にこんな思いをさせたくありません。(原告番号3238 ●●●●●)

ウ 私は1940年生まれで敗戦時は5歳でした。旧満州から引き揚げて東京下町で暮らし、バラック屋根からは雨漏りがするという生活でした。学校の先生や親たちからは、日本は戦争をしなければよかったといわれて育ちました。私は、「戦争ではなく、外交交渉で海外との争いを解決する国になった」、「戦争は二度を起さない」と思いながら暮らしてきました。日本はそのことで諸外国の人たちから好意を持たれてきたと思います。安保法制によって、テロやミサイル攻撃の対象とされてきたと思い、心を痛めています。(原告番号3259 ●●●●●)

(2) その他 親のトラウマなど

ア 私は戦争体験はありませんが、なぜか軍歌が歌えるのです。軍歌が身の回りにある環境で育ったということでしょう。子どもの時は、旧日本海軍陸軍が大好きでしたが、父が亡くなる寸前の意識混濁の中で、殺し殺される戦場が眼前に浮かんだらしく、怯え、叫び、震えているのを見ました。父はすべての医療行為を拒否して贖罪のようにして亡くなりました。大多数の復員兵は、戦争を語ることなく、子どもたちは聞くこともなく、亡くなっていったのだと思いました。(原告番号3062 ●●●●●)

イ 私は1948年生まれです。母は大正生まれで最初の夫は結婚3か月で戦死しました。再婚は婚家に父が跡取りとして養子に入るというものでしたので、再婚は秘密でもなんでもなかったのですが、母は「(再婚した)お父ちゃんに悪いから」と、そのことを私が大学生になるまで知らせませんで

した。20 歳くらいで夫を亡くした母は何一つ自分に落ち度がないのに負い目にして一生過ごしたのですから、戦争とは残酷なものだと思います。

私が子どもの頃は、街角の傷痍軍人さんの存在や石の混じったお米の配給など、戦争の影はまだありました。

その後、私は中学の教師になりましたが、「この子の将来などどうなってもいい」と思える子は一人もいませんでした。一人ひとりを大切に思い、精一杯できる限りかかわってきました。私には、一人娘とその息子がおり、この二人は私の生き甲斐です。戦争放棄は、日本への信頼の核なのではないでしょうか。軍事費が増えれば、娘や孫の世代は一層不安なものになります。(原告番号 3 2 5 0 ●●●●)

ウ 戦後 72 年経っても私の胸に去来するのは、亡父のうめき声です。中国東北部、いわゆる満州に派兵されて命からがら戻った父は、真夜中に大声を出して眠りから覚める日が続きました。父の告白の中には、中国人を縛り、寒風の中に曝したのを見張るということがありました。殺戮については言及しなかったものの、上官の命令には絶対服従の軍隊の中で、子どもたちに語れないようなこともあったであろうと、後年、中国での日本兵の残酷さを学ぶことで思い当りました。安保法制の成立に戦前の軍国主義へともどりつつあるという恐怖を抱かざるを得ません。(原告番号 3 0 0 2 ●●●●)

エ 私は 1963 年生まれで、現在は 23, 25, 27 歳の息子の母親です。祖母からは戦争中は食べ物がなく、虫でも草でもなんでも取って食べたということを知りましたが、祖母は亡くなった息子の話をすることはありませんでした。「戦争も辞さないということをする人がいるけど、絶対にしてはならない。これは私の遺言よ。」とだけ言いました。私も母となり、息子を亡くした祖母の気持ちが痛いほどわかります。解釈で戦争ができるように国民投票を経ずに憲法が変えられてしまいました。憲法という最高のル



ールを蔑ろにする国会議員が作った法律を私たち国民が守らなければならないという不条理に強いストレスを感じて胃が痛み体中が不安で一杯で夜も眠れません。(原告番号3251 ●●●●)

オ 私は訪問介護で高齢者宅を回っています。戦時中は青少年期で、学徒動員された方などや中国に従軍された方などがいます。苦しかったその当時の話をされます。今、なお、話せない方もいます。敵を憎んだ浅ましい当時は苦しく思い出されています。今が戦前に似てきて怖いと当時は思い出す方が多いのです。せめて、最晩年にあたって心安らかにと願う自分は苦しく、悔しい思いをしています。(原告番号3257 ●●●●●)

カ 私は昭和22年3月13日生まれです。父は2度召集され、インドネシアの島で敗戦を迎え、復員後はマラリアによる高熱に苦しんだと聞いています。母と兄、姉は、疎開し、食糧難の苦労話を聞いて育ちました。私は、9条の下で戦争をせずに暮らしていけることを信じていましたが、一方でベトナム戦争時代に沖縄から戦闘機が出撃していったことや、アメリカ兵による沖縄での婦女子への性暴力などがあとを絶たないこと、東京の空が日米地位協定でアメリカの自由になっていることを知り、戦後は終わっていないと実感しました。にもかかわらず、国際関係を話し合いや交渉ではなく、武力に頼ろうとするこの法律は、普通に生活することを脅かす法であり恐怖を感じます。(原告番号3260 ●●●●)

## 第2 基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在し、自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものがあります。米軍専用基地は沖縄に多くが集中していますが、本土にも重要な基地が沢山あり、首都圏にも在日米軍司令部と在日米空軍司令部のある横田基地、在日米海軍司令部のある横須賀基地、横須賀基地を母港とする

米空母の艦載機の本拠地となっている厚木基地など、少なくない重要な米軍基地が存在しています。

新安保法制によって、自衛隊が集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動等をいつでもどこでも行うことができる体制が作られ、同時に、新ガイドラインによってアメリカとの同盟関係を強化し、平時からの共同演習等の活動はもとより、米軍の武力の行使等について日本が積極的に関与するようになれば、これら基地の使用や訓練も活発化し、さらには戦争のため、あるいはその支援のための活動や、これら基地からの出撃等も現実の問題となります。

したがって、自衛隊基地・米軍基地周辺は、訓練が活発化する等による騒音の激化その他の基地被害が拡大する危険性が大きいものですが、それにとどまらず、軍事基地は真っ先に敵対する国や武装勢力からの武力攻撃やテロ攻撃の対象となることから、その周辺住民もこれら攻撃に巻き込まれ、甚大な危害を被る危険性が高いといえます。

なお、有事（武力攻撃事態等）になった場合、基地周辺は、陣地等の構築（自衛隊法77条の2等）、土地・家屋・物資の強制使用、物資の収用、業務従事命令（自衛隊法103条）その他の強制措置、米軍等行動関連措置法による米軍の優先使用や便宜供与等の措置が真っ先に適用されることが考えられます。基地周辺の特定公共施設（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の自衛隊・米軍等による優先使用も発動されましょう（特定公共施設利用法）。さらに、国民保護法上の様々な強制措置もあります。これら有事法制の適用も、基地周辺においては特に現実の問題として考えておかなければならなりません。

ア 私は1952年生まれで、米軍横田基地に隣接した地域に住んでいます。午後5時になると「君が代」が流れ、続いてアメリカ合衆国の国歌が流される横田基地は在日アメリカ空軍が使用しており、在日米軍司令部第5空軍その他が置かれ、沖縄を除く日本最大の米軍基地です。この米軍基地の中に航空自衛隊の基地が置かれ、そのため日米が協力して軍事活動を行っていると捉

えられても否定できない状況にあります。安保法制が成立し、集団的自衛権行使が容認された今、横田基地は日本がアメリカの戦争に協力するための日米共同軍事基地となってしまいました。アメリカが戦っている敵国から横田基地が攻撃目標にされることが現実的になってしまいました。基地のすぐ近くに住む私は横田基地を飛び立つ飛行機の爆音に不安を覚えています。アメリカが世界各地で戦闘状態になっているニュースが報道されるたびに生命の危険を感じながら暮らす状況になってしまいました。(原告番号 3 2 6 1 ● ● ● ●)

イ 私は小松基地の近くに住んでいますが、航空機の騒音でテレビも聞こえず、電話も中断させられ、CD も聞けず、家族との会話も途絶え、日常生活が壊されてしまいました。安保法制でそれ以前は 40 機だったのが F15 が 50 機に増え、爆音は激しくなり、耳鳴りや難聴の症状が出ています。さらに、自衛隊が海外に出て行けば武力行使に至ることは必然で、沖縄を始め自衛隊の基地も攻撃対象になることは間違いないでしょう。(原告番号 3 0 5 3 ● ● ● ●)

### 第 3 原発周辺住民

ア 私は福井県にある原発の近くに住んでいます。安保法制によって原発に対するテロの危険性が高まることは明らかなのに、世論を無視して安保法制が恣意的に進められたことが許せません。(原告番号 3 0 2 2 ● ● ● ●)

イ 私は、2011 年 3 月の福島第一原発の事故の時、原発から 10 km くらいの浪江町で妻と幼稚園のひとり息子と暮らしていました。行政は巨額を投じた S P E E D I の情報を提供せずに、幼い息子を放射線量の高い場所に避難誘導をし、息子は被曝させられました。私も鼻血が断続的に出ましたが、息子も 2 年間ずっと風邪のような症状を呈していました。内部被曝で息子の体が今後どうなっていくのかは心配でたまりません。私は原発の仕事をしていたので、原発がどれほど脆弱な存在かを

よく知っています。アメリカと一緒に戦う国になれば国際的に疎まれ、テロの格好の餌食になります。安保法制はそんな危険をもたらすものです。(原告番号3003

●●●●●)

#### 第4 その他の特徴的な被害者

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制と特別な利害関係を有する原告であり、それぞれ、新安保法制法の制定により、精神的被害を受けております。

##### 1 医療従事者

私は1963年生まれです。就職して医の倫理を学びました。奪われていい命など一つもありません。一旦戦争になり、政府の命令があれば、医療機関は施設や医薬品を提供しなければなりません。戦争に協力させられ、目の前にいる患者に医療も薬品も提供できなくなります。良心が踏みにじられます。命を救うための医療が傷ついた兵士を治療し、人を殺す戦場に再び戻すことをし、人を殺し殺されるかも知れない場所に人を送り込むために利用されるのです。私にはとても耐えられません。(原告番号3223 ●● ●)

##### 2 教育者

ア 私は61歳の教員です。憲法は悲惨な歴史を繰り返さないための到達点でした。戦争法は、諸国との関係を危険にします。教えた子たちを含む日本の若者が戦場に送られ、他国の人を殺し・殺される関係に追い込まれることとなります。教職についた者としては耐えられません。子どもたちとは①自分を大切にすること②自分と同じように他者を理解し、尊重すること③互いに助け合うことなどを話し合い、また、説いてきました。戦場はこれらすべてを「無」にします。戦争はどんな大義で行われようと、多大な犠牲を市民に求め、吹き飛ばしてしまうものです。安保体制は、70年前までの日本の近代史の悪しき側面が繰り返されてしまうようです。世界で最も好戦的な歴史を

持つアメリカの都合によるものになりがちで、不安を増大させます。(原告番号3046 ●●●●)

イ 私は昭和19年生まれです。食糧難の中、母に手を引かれ農家へ食料調達に行きました。闇物資摘発の話は聞きましたが、貧しかったのです。さつまいもで飢えをしのいだ思い出から、今はさつまいもを食べたくありません。戦闘体験者や原爆被害者の体験談などを聞いたりしました。安保法制はこういった歴史の教訓をも否定するものであり、私の日本人としての誇りが傷つけられました。(原告番号3109 ●●●●)

ウ 私は1973年から高校の教師をしております。定年後も憲法に無関心であっては行けないと、私立高校や専門学校で教えています。教え子には自衛隊に入隊した者もいて、他国の戦闘に巻き込まれることが起きるのではないかと心配です。憲法があり、それを変えるには国民投票を経てのことだと思っていたのですが、まさか憲法が解釈で変えられ、実質的に憲法が変わるなどおもってもいませんでした。私は、安保法制法の制定で精神的な苦痛を感じています。(原告番号3220 ●● ●)

エ 私は、1951年生まれで、1978年から34年間公立中学で理科の教員をしてきました。戦前、無謀な文部省や当時の政権が多くの若者の命を奪ったことは許すことができません。「教え子を再び戦場に送るな」を指導理念とし、子どもたちを世の中の不正や間違いを見抜ける目を持てる人間に育てたいと努めてきました。(原告番号3248 ●● ●)

オ 私は、1947年生まれで都立高校の教員をしていました。2003年10月23日通達で、国歌斉唱時の起立が導入され、教育現場が変化してしまいました。(原告番号3231 ●●●●)

カ 私は教師として日本史を高校で33年間教えてきました。満州事変に始まる15年戦争を必ず扱い、日本が戦争によってアジアを始め、海外の人たちをいかに苦しめたか、日本人が空襲などによっていかに苦しんだかを生徒と

共に学び、人権と平和を教えてきました。しかし、安保法制によって、戦争することが認められるようになり、これまで行ってきた教育活動ができなくなりました。これは、私にとって大きな精神的苦痛であるとともに、戦前と同じように戦争を推進する国になることは、歴史に学ばない無知さ加減をさらすようでとても耐えられない屈辱です。加えて、横田基地の近くに暮らす者であることから、アメリカの軍事行動によって横田基地が報復の対象になるのではないかと、その結果、生命の危険にさらされるのではないかと不安です。(原告番号 3 2 6 2 ●●●●)

### 3 NGO 関係者

私は 1989 年以來 NGO 活動（アムネスティ、アジア保健研究所）に関わってきました。特に、韓国やビルマの民主化運動を支援してきております。アジアが民主化する中、日本の民主主義が後退する姿を見てきました。アジアやイスラム世界を中心に旅をするとき、日本のパスポートが「旅の安全」を守ってくれていたのですが、それが深刻に傷つきました。現在はパキスタンで勤務していますが、南スーダンにも駐在していました。(原告番号 3 0 8 2 ●●●●)

### 4 子を持つ母、孫を持つ祖父母

ア 私は 1963 年生まれです。母からは「最期の一人になっても戦争には反対しなさいね」と子どもの時から繰り返し言われ続けてきました。母は戦時中小学生でしたが、子どものころから学校で兵隊さんあての慰問袋を作り手紙やお守りを入れて送ったそうです。ある兵隊さんからは「同じ年頃の娘がいます」という返事をもらい、その言葉が忘れられないと言っておりました。安保法制ができ、戦争反対など口にしたらどこかへ連れて行かれ、拷問されるかも知れないというそんな恐ろしい国の国民になってしまいました。

私には 18 歳になる息子がおります。年相応に音楽の動画を楽しみ、同時に戦争の映像を含むドキュメンタリーも見ています。どうしてそのような物を見るのかと尋ねると、「絶対にこの道を行ってはいけないんだ」と自分自身

に確認させるために見ているということでした。また、「お母さんたちのように幸せな時代に生まれたかった」という答えが返ってきました。息子たちは、自分たちが捨て石として戦場に送られる世代であることを感じながら過ごしていることが分かり、愕然としました。インパール作戦は、国の指導者たちの誤った舵取りが引き起こした悲惨で無残な歴史であると思っています。戦争ができる国になった日本は、いつだってインパール作戦を起こすことになると思います。

今の状況は、50年に及ぶ母との約束をたがえることになり、私を支え続けてくれた母への最大の裏切りになり、私にとっては最大の汚辱です。(原告番号3264 ●●●●)

イ 私には30代の子ども二人と20代の子どもが一人います。この子たちにも戦争のない時代を生きて欲しいと思ってきました。父母も戦争体験者で「二度と戦争だけはしてはいけない」と聞かされてきました。(原告番号3016 ●●●●)

ウ 私は青森に住んでいますが、南スーダンへの青森自衛隊第5連隊第9師団の派遣の話が出てくると大きな悩みを感じました。私には孫がおり2013年生まれで4歳です。成人すると戦争に駆り出されるのではないかという不安が現実のものになってきています。2016年10月30日には弘前で自衛隊員が武器を持ってパレードをしました。その姿は、太平洋戦争末期の学徒出陣の映像とダブリ、胸が張り裂ける思いでした。(原告番号3154 ●● ●)

エ 戦後日本の平和は、憲法の後ろ盾で民間人が活躍し、そのことにより外国から信頼の目で見られてきたことが大きいと思います。この憲法を揺るがす法律を作り、日本をテロの危険にさらすようになりました。子どもや孫やその周辺の人がこれから悲惨な人生を送るようになるのではないかと安眠できません。(原告番号3037 ●●●●)

## 5 女性

戦争体制にあっては女性がより過酷な状況におかれることは歴史的にも、また現在戦火にある地域を見てもあきらかです。私は、このことを、母親の生き方からも強く感じてきました。男尊女卑の思想と家制度の中で、結婚についても自己の意思によるものではなく、教職の仕事も結婚によりやめざるを得なかったといえます。自分の気持ちに正直に生きてくても「女」のその思いなどは踏みにじられてきた。憲法24条によって、女性の権利が保障されましたがそのことを可能にしたのは、戦争を二度としないという戦後の国の方針に基づきます。安保法制で日本が再び戦争する国になり憲法の大きな価値観が歪められ、せつかく女性が勝ち取った自由、平等が再び壊されていく恐怖を強く感じています。

亡父は戦争の経験を語りませんでした、「自分は誰も殺さずに済んだことだけがよかった。」とぼつんと言ったことがありました。父は大陸の沼地での行軍による後遺症と戦争トラウマに一生悩まされ、母は戦中戦後の食糧難のひどさは思い出したくないと、戦争のことは口にしませんでした。父母は戦争によって人生の可能性を奪われたのです。父母の体験とそこから生まれた「戦争は二度としてはいけない」という強い思いを踏みにじられ、愚弄されたことで、私は深く傷つき、悔しさや怒りに駆り立てられています。(原告番号3001 ●●●●)

## 第5 その他の平和を望む国民・市民

平和を望む国民・市民たる原告らの中には、新安保法制法の制定により、次のような精神的被害を受けた者がいます。

ア 私は仙台に住む50代の者です。安保法制で社会はすぐには変わらないだろうが、重苦しいだけです。次世代に対するうしろめたさがあります。この法律ができたことで、理屈は通らないという「鉄則」が強まりました。(原告番号3210 ● ●)



イ 私は仙台に住む 20 代の者です。海外派兵による私たち国民の平和的生存権が侵害されること、中東やアフリカ、その他海外派兵が想定される地域への渡航の自由が侵害されます。これによって憲法に反して、国民の生命、自由、財産への侵害が一政権の判断で正当化されてしまうことを恐れています。(原告番号 3 0 3 8 ●●●●)

ウ 母は「戦争は二度と嫌。戦争になったら先に死ぬ」と言っていました。そういう時代になったということです。(原告番号 3 0 4 3 ●●●●●)

エ スマホでのゲームが流行っている時代ですが、戦争をゲーム感覚でとらえ、戦争の悲劇を知らない若者が洗脳され、戦争に賛同しかねないことが心配です。一方、自衛隊に入る人が減り、そうした若者を自衛隊が勧誘するのではないかと親としては心配です。派遣社員の多い社会では、仕事に就けない弱い立場の労働者は、働く場がなく自衛隊派遣業ができ、アメリカのように戦場へ派遣されてしまうのではと心配です。(原告番号 3 0 7 2 ●●●●)

オ 私は、日本が戦争で引き起こしたことへの償いとして、フィリピン元「慰安婦」、ペシャワール会、イラク平和テレビ局、セーブアフガンチルドレンなどの活動をしている NGO にカンパをしてきました。基地のある沖縄にもカンパをしてきました。安保法制は、こういった市民の心や努力を踏みにじるものです。(原告番号 3 1 0 6 ●●●●)